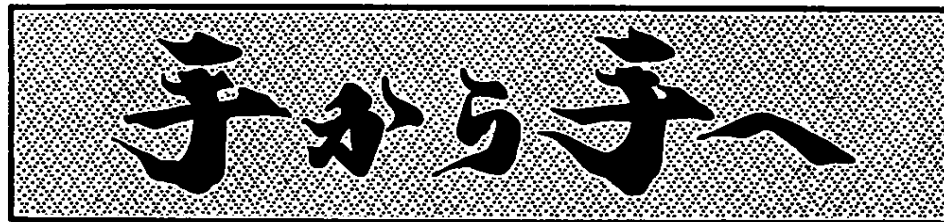


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。 まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

発行
東京都立大学労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/



第 2921 号

2022年11月10日

年末一時金に関する要求書を提出！ 一回答指定日は11月16日



東京都立大学労働組合は2022年11月8日(火)、2022年度年末一時金に関する要求書を提出し、団体交渉を行いました。

組合は、年末一時金2.5月分を全額期末手当とし、非常勤契約職員と非常勤教員にも正規職員及び常勤教員と同様に一時金を12月9日までに支給することを要求しました。

これに対して当局側からは、東京都人事委員会勧告などをふまえながら、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに協議していくことが表明されました。

この団体交渉後に行われた専門委員会の場では、当局から年末一時金の0.1月増と初任給に重点をおいた若年層への給与改定の提案がありました。組合からは、異常な円安で光熱水費が高騰しており、また、コロナ禍のもとで職務を遂行している教職員全てを対象とした給与改善が必要であると主張しました。

また、任期制を選択しなかった教員への給与格差の完全解消を要求しました。

一時金の回答指定日は、11月16日です。この間提出した、組合の要求についても、同日回答を求めます。

【組合】 本日は、2022年度年末一時金の要求書を提出します。内容については、後ほど書記長が説明します。

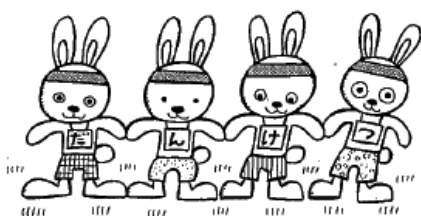
要求の提出にあたって、いくつかの点について組合の見解を述べておきます。

今年の人事院勧告及び東京都人事委員会勧告は、生計費について、調査時点と現在では、電気・ガスなどの光熱水費、ガソリン代などの燃料費、食料品など、どれも大きく値上がりしています。したがって、勧告内容は、現在の生活改善につながるものとは到底言えないものです。

対ドルの為替レートを見ると、年初は115円台、生計費調査時点では127円から130円程度であったものが、現在は148円程度ですが、一時は155円まで円安が進みました。日米の金利格差は開く一方で、さらに円安が進行するという見方もあります。2011年には75円台という時期もあり、円の価値は半分になっています。対ドルだけでなく、あらゆる外国通貨とのレートにおいても円安は進行しています。

海外への渡航制限も緩和されつつあり、対面での国際学会もようやく開催されるようになりました。出張費の宿泊費、日当については改定されておらず、加えて、燃油サーチャージを含めた航空運賃も大幅に値上げされています。このままでは、学会出張を諦める教員も出てきます。大学ランキングにも影響を与える問題だと考えています。

人事委員会勧告では、初任給に重点をおいて、概ね30歳程度までの給与改定に留まっています。法人でも、2015年以降、中高年齢層に対する給与改善は行われていません。すべての年齢層に、物価高騰と生活改善に資する賃上げを要求します。



長年の懸案である、任期を選択しなかった教員に対する9号の職務基礎額の格差について、今交渉期において、完全解決を求めます。教員間に分断をもたらした不幸な状況を解消することは、第4期中期目標に向け、一致して発展を目指す礎になるものと思います。

そのほか、既に提出している要求について、11月16日までに回答することを要求します。私からは、以上です。

【当局】 ただ今、「年末一時金に関する要求書」を承りました。私から、現時点における私どもの基本的な認識を申し上げます。

本年の都の人事委員会勧告は、特別給は3年ぶりに引上げ、例月給は4年ぶりの引上げとなっております。なお、例月給については、初任層の引上げに重点をおき、若年層の給料表を改定するとしております。

言うまでもなく、法人教職員の給与は、法人として自主的、自律的に決定するものですが、その前提として地方独立行政法人法が定めるとおり、民間企業の賃金情勢や国、都等の動向など、社会一般の情勢に適合したものでなければなりません。

また、御承知のとおり、本法人の運営はその大半を都からの交付金により支えられています。

引き続き、東京都の理解と支援を得ながら、自主的、自律的な経営を行っていくためには、教職員の給与について、十分に社会的な説明責任を果たせるものでなければなりません。

法人は、これまでも、こうした状況を十分に勘案した上で、自律的に教職員の年間給与水準を定めてまいりました。

裏面に続く⇒

今後も、給与制度の検討に当たりましては、民間企業の賃金情勢や、都の人事委員会勧告等の内容、国、都等の動向に加え、これまでの法人の取組、教職員の構成状況等を踏まえた上で、総合的に判断していく必要があると考えています。

なお、東京都派遣職員につきましては、東京都において、職員の給与に関する条例の改正があった場合、法人と東京都の「職員の派遣に関する取決め書」により、東京都と同様の措置を取るようになります。

加えて、これまでに皆さんから頂いた人事、給与制度等に関する要求につきましては、現在、真摯に検討を続けているところでございます。

いずれにいたしましても、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに、誠意を持って、皆さんとの協議に全力で取り組んでまいりたいという考えに変わりはありませんので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

2022組発第3号
2022年11月8日

東京都公立大学法人
理事長 山本 良一 殿

東京都立大学労働組合
中央執行委員長 荒井 文昭

年末一時金に関する要求書

10月12日、東京都人事委員会は、公民較差828円、初任給に重点を置いて若年層の給与引き上げ、一時金について、年間支給月数を0.10月分（再任用職員0.05月分）引き上げて4.55月（再任用職員2.40月）とし、全て勤勉手当で実施するという勧告を行いました。一時金については、2年連続で引き下げられた月数分に達していないうえ、勤勉手当に配分するとして、会計年度任用職員については改善を行わないとする不当勧告を断じて容認することはできません。

また、燃料費高騰、円安などの要因は生計費調査時点より悪化しており、現在の生活実態を踏まえたものとなっていません。海外渡航の制限が大きく緩和されましたが、円安と燃料費高騰により、国際学会出張などに大きな支障が生じています。

教職員は、生活改善につながる賃上げの実現と年末一時金の改善に期待を寄せています。本日、下記のとおり、要求書を提出いたします。すでに提出した要求も含めて、誠意ある回答を求めます。

記

1. 年末一時金について、2.5月分を12月9日までに支給すること。支給にあたっては、全額期末手当とすること。
2. 非常勤契約職員にも正規職員と同水準の一時金を支給すること。
3. 非常勤教員にも常勤教員と同水準の一時金を支給すること。
4. 以上の回答を、11月16日（水）までに行うこと。

大望年会

「私の研究」のお話も
お楽しみに！

☆日時…12月15日（木）午後6時～

☆場所…ルベソンヴェール

（南大沢キャンパス・国際交流会館内）

検温、マスク着用にご協力ください

恒例のビンゴ景品たくさんありますヨ！

食べて飲んで、展望を語り合いましょう!?

久々の開催です♪
ぜひ ご参加ください

